ロ　当該届出に係る者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該届出に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
二　国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請等に係る者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
ハ　当該申請等に係る者に係る住民票に記載された住民票関係情報
ニ　当該申請等に係る者に係る公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　国民年金法による保険料の納付に関する処分に係る申請、届出その他の行為（以下この号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該申請等を行う者及び当該申請等に際し確認することとされている者に係る戸籍関係情報
ロ　当該申請等に係る保険料の納付義務者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該申請等に係る保険料の納付義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
四　国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務　次に掲げる情報
イ　当該保険料の納付義務者及び当該者の配偶者に係る戸籍関係情報
ロ　当該保険料の納付義務者に係る市町村民税に関する情報
ハ　当該保険料の納付義務者に係る住民票に記載された住民票関係情報
［五　略］

イ　市町村民税に関する情報
ロ　住民票に記載された住民票関係情報
二　国民年金法による給付に係る申請、届出その他の行為（以下この号及び次号において「申請等」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申請等に係る者に係る次に掲げる情報
［新設］
イ　道府県民税又は市町村民税に関する情報
ロ　住民票に記載された住民票関係情報
ハ　公的給付支給等口座登録簿関係情報
三　国民年金法による保険料の納付に関する処分に係る申請等に係る事実についての審査に関する事務　当該申請等に係る保険料の納付義務者に係る次に掲げる情報
［新設］
イ　市町村民税に関する情報
ロ　住民票に記載された住民票関係情報
四　国民年金法による保険料その他徴収金の徴収に関する事務　当該保険料の納付義務者に係る前号イ及びロに掲げる情報
［新設］
［五　同上］

第二十八条　法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下この条において「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
イ　戸籍関係情報
ロ～ヘ　［略］
二　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからヘまでに掲げる情報
三　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからヘまでに掲げる情報
四　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号ロからニまで及びヘに掲げる情報
五　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同

第二十八条　法別表第二の五十四の項の主務省令で定める事務は、次の各号に掲げる事務とし、同項の主務省令で定める情報は、当該各号に掲げる事務の区分に応じ当該各号に定める情報とする。
一　住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第二項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅（以下この条において「改良住宅」という。）の入居者又はその同居者に係る次に掲げる情報
［新設］
イ～ホ　［同上］
二　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十九条の家賃又は敷金の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務　当該申請をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る前号イからホまでに掲げる情報
三　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第二十五条第一項の入居の申込み（以下この条において「入居の申込み」という。）に係る事実についての審査に関する事務　当該申込みをした者又はその者と同居しようとする者に係る第一号イからホまでに掲げる情報
四　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第三十二条第一項の明渡しの請求に関する事務　当該請求をした改良住宅の入居者又はその同居者に係る第一号イからハまで及びホに掲げる情報
五　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第四十八条の条例で定める事項に関する事務　当該事項に係る改良住宅の入居者若しくはその同